

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす組合員および准組合員は保険料を減免します。

申請締切：令和2年12月28日（月）必着

対象となる組合員および准組合員世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（当組合被保険者以外の者）が死亡した世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病（1か月以上の治療が必要等、症状が著しく重い場合）を負った世帯
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員および准組合員の事業収入等（事業収入、又は給与収入）のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯

注：申請にあたっては、収入を証明する以下の書類が必要となります。

- 事業収入は、平成31（令和元）年確定申告書の控えの写し、および令和2年3月から6月診療分までの帳簿等の写しやエクセル等で作成した売上台帳等の写し。
- 給与収入は、平成31（令和元）年の源泉徴収票又は確定申告書の控えの写し、および令和2年3月から6月までの給与の明細書等の写し。
- 保険金等による補填がある場合は、その金額がわかる書類の写し。

注：主たる生計維持者は、組合員および准組合員や住民票上の世帯主である必要はありませんが同居の方に限ります。

減免額等

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の場合は、保険料を全額免除します。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員および准組合員の事業収入等のいずれかの収入の減少が見込まれる世帯の場合は、次表のように減免します。

減 少 率	減免割合
5/10以上	全 額
5/10未満 4/10以上	3/4
4/10未満 3/10以上	2/4

「事業収入等」とは
①事業収入、又は
②給与収入
の2つをいいます

減免する期間

令和2年度分の保険料であって、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象となります。